

審 議 会 等 の 概 要

| | |
|----------|---|
| 審議会等の名称 | 川崎市差別防止対策等審査会 |
| 根拠法令等 | 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 |
| 設置年月日 | 令和2年4月1日 |
| 所掌事務 | 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る勧告、命令、公表及び拡散防止措置のほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議すること。 |
| 委員数 | 5人以内 |
| 委員の構成 | 学識経験者 |
| 会議公開・非公開 | 原則として公開 |
| 非公開の理由 | 川崎市審議会等の公開に関する条例第5条に該当する内容についてのみ、非公開とする。 |
| 事務局担当課 | 市民文化局人権・男女共同参画室 電 話 200-2359 ファックス 200-3914 |